

観音寺市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年2月24日

観音寺市監査委員 大 西 保 行
観音寺市監査委員 詫 間 茂

令和4年度

定期監査結果報告書

(後 期)

観音寺市監査委員

第1 監査の対象および期間

対 象		期 間
部 課 等	事 務	
政策部	企画課 ふるさと活力創生課 秘書課	令和4年度の財務に関する事務（一部令和3年度を含む）の執行及び経営に係る事業の管理
総務部	総務課 税務課 危機管理課	
健康福祉部	社会福祉課 高齢介護課 子育て支援課 こども未来課 健康増進課	
経済部	農林水産課 地籍調査課 商工観光課	
建設部	建設課 都市整備課 下水道課	

第2 監査の方法

本監査は、予算の執行、契約関係、補助金交付関係、現金・金券等の出納保管、財産管理、施設管理、文書等の処理及び職員の服務状況等について、事務が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか、また、組織及び運営が合理的かつ効率的に行われているかに留意し監査を実施した。

監査対象となった部課等に対し、監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し質疑を行い関係書類の検査を行った。

第3 監査の結果

事務及び管理については、おおむね適正に処理されていたが、監査時に気づいた簡易な事項については、その都度口頭で指示したので記述は省略する。

監査の結果、一部において次のとおり改善、検討を要する事項が見受けられたので、速やかに所要の措置を検討、実施されたい。

当該事項について改善の措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも事務の執行に当たっては法令等を遵守し、より一層厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

第4 指摘事項、意見等

共通事項

- 負担行為書等に添付の起案文書について、決裁日のないものが多々見受けられる。記載漏れのないように努められたい。
- 切手等の受払簿については、総務課以外の課は掲示板に掲載の会計管理者からの「市物品管理規則（様式第5号）」を使用し、毎月作成し枚数、残額の管理に努められたい。
- 自動車運転日誌に記入漏れ、課長印漏れ、年度区分がないもの、修正液の使用などが見受けられる。適正な管理に努められたい。
- 1者随契の委託料については、内容を精査し、積算の上契約をし、達成の確認をして支払いをするように努められたい。
- 補助金、負担金については、決算審査時には関係支出書類の一部を指定し、実績報告書と添付資料等をすべて確認するので、積算根拠や事業内容を十分精査して支払うようにされたい。

○出勤簿について、空白が見受けられるので、毎日の出退勤の管理に努められたい。

○働き方改革について、季節的・事業的な業務のために時間外が多いものや、振替休日が残っているもの、年休の取得がほとんどない者が見受けられる。職員の健康管理への配慮、改善策をお願いする。

税務課

○適正・公正な課税徴収のため、今年度は収納率の減少について、原因を究明し収納率の向上に努められたい。

商工観光課

○外郭団体の事務局については、同一人物が通帳と印鑑を管理せず、分担して管理するように努められたい。

建設課

○金銭出納帳と領収書は、現金の動きに合わせて管理するようにされたい。